

福岡県公報

平成十七年十二月十六日
第二千四百七十四号
増刊 ①

目次

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十六日

福岡県人事委員会委員長 平田 英昭

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号

)の一部を次のように改正する。

別表第二(第十六条関係)中

子	五日	を
子	七日	に、
子の配偶者又は配偶者の子	五日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日)	を

子の配偶者又は配偶者の子

三日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日)

に

改める。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎
株式会社 川頭六丁目六番四一
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)